「徳島大学機関リポジトリ運用指針」における登録者の範囲に関する申合せ

令和５年４月１日
徳島大学附属図書館

徳島大学機関リポジトリは，「本学において作成された学術研究成果」を保存・発信することを目的に設置・運用されたシステムである。その目的を遂行し，発信する研究成果の質を保証するため，「徳島大学機関リポジトリ運用指針」第４に規定する「登録者」の範囲について，次のとおり取り扱う。

１　非常勤講師は，原則として機関リポジトリに登録申請できない。ただし，本学においてその主要な部分が作成された研究成果であることを証明できる場合に限り，リポジトリ登録申請を可とする。
２　非常勤講師と本学に在籍中の教職員による共同研究の成果については，非常勤講師から登録申請はできない。
３　非常勤講師と学外研究者のみによる共同研究は登録申請できない。
４　本学に在籍したことのある教職員及び学生は，在籍期間中の研究成果又は在籍期間外に本学においてその主要な部分が作成された研究成果であることを証明できる場合に限り，リポジトリ登録申請を可とする。

附　則

この申合せは、令和５年４月１日から実施する。

参考：「徳島大学機関リポジトリ運用指針」抜粋

（登録者）
４　リポジトリに学術研究成果を登録できる者（以下「登録者」という。）は，以下のとおりとする。
(1) 本学に在籍中又は在籍したことのある教職員及び学生
(2) その他，附属図書館長が認めた者